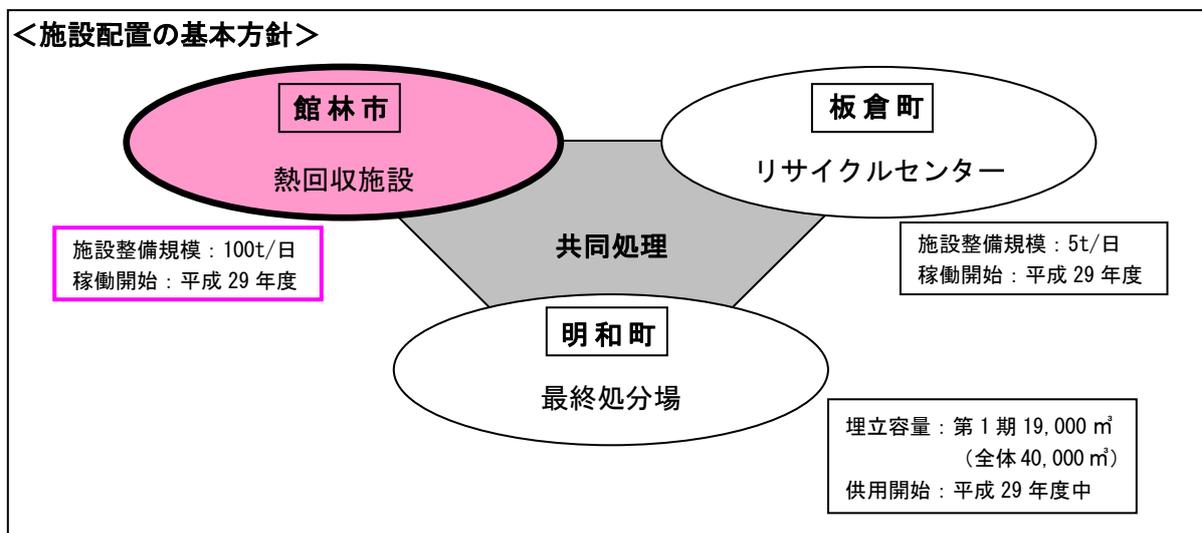


館林衛生施設組合 熱回収施設整備基本計画の概要 (H27.10 見直し)

1 施設配置の基本方針

施設整備による地域住民への負荷を軽減すること、また、建設場所の確保を少しでも容易にするとともに、館林市・板倉町・明和町の負担の公平性を確保する観点から、各施設を1箇所に集中配置するのではなく、下図に示すように組合構成市町のそれぞれに各施設を分散配置する。



2 施設整備の目的

現有ごみ処理施設を更新	組合構成市町の各ごみ処理施設が老朽化してきており、新しい熱回収施設の整備が必要な時期に達しているため。
可燃ごみ処理を1施設に集約して、コストを低減	構成市町がそれぞれに熱回収施設を複数整備するよりは、1施設に集約することで建設費の低減に繋がるため。
組合構成市町における広域ごみ処理事業を実現	組合、並びに組合構成市町が連携することにより、環境省の財源支援を受けることができ、かつ、広域ごみ処理事業に取り組むことで可能となるため。

3 施設整備の基本方針

3 R の推進に貢献できる施設	組合構成市町と連携し、廃棄物の資源化を図るとともに、新たに整備する熱回収施設において、可燃ごみを焼却処理し、発生した焼却灰（発生量の約50%として計画）を灰資源化業者にて資源化する計画とし、循環型社会の形成に寄与する。なお、飛灰については、キレート+セメント固化処理後、熱回収施設とほぼ同時に整備する最終処分場で処分する計画とする。
周辺環境における環境負荷の低減が図れる施設	熱回収施設は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要不可欠な施設である。新施設は、計画・建設・管理運営にわたって、環境保全・公害防止対策に万全を期し、周辺地域環境への負荷低減を図るものとする。また、環境保全・公害防止対策のみならず、施設の運転管理状況の透明化を図り、住民から信頼される施設とする。
安全で安定したごみ処理の推進を図れる施設	熱回収施設の処理方式は、館林・板倉・明和ごみ処理共同事業専門審査会にて専門的な見地より総合的に評価した結果、安全性・安定性に優れ、建設費及び維持管理費が経済的である『ストーカ方式』を採用するものとした。
経済性に優れた施設	新施設は、必要な環境保全対策を確保し、安全・安定的処理等を達成することを前提に、建設場所の敷地条件を踏まえ、施設整備規模、環境保全対策、施設搬入構造及び建屋構成等の検討を行い、財政支出を可能な限り低減できる施設とする。

4 全体事業スケジュール

名 称		年 度						
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
熱回収施設(施設規模:100t/日)								
1)	熱回収施設整備基本計画等策定業務	■						
2)	PFI方式等導入可能性調査業務		■					
3)	熱回収施設整備に係る生活環境影響調査		■	■				
4)	熱回収施設建設工事に係る発注支援業務			■	■			
5)	既設解体関係	既設ストックヤード解体・撤去・処分工事			■			
		既設現場事務所等(補修・整備工事事用) 解体・撤去・処分工事			■			
		既設リサイクル館 解体・撤去・処分工事			■			
		既設粗大ごみ処理施設解体・撤去・処分工事					■	
6)	熱回収施設建設工事				■	■	■	稼働開始

5 熱回収施設の概要

項 目		熱 回 収 施 設 の 計 画 概 要										
事業名称	館林衛生施設組合熱回収施設整備事業											
建設予定地	館林市苗木町 地内											
ごみの種類	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルセンターからの可燃残渣											
計画ごみ質	項目		低質ごみ		基準ごみ		高質ごみ					
	三成分	水分 (%)	59.1		45.8		32.9					
		可燃分 (%)	35.1		47.5		59.5					
		灰分 (%)	5.8		6.7		7.6					
	低位発熱量	(kJ/kg)	5,500		8,600		11,600					
		(kcal/kg)	1,300		2,100		2,800					
	見掛け比重	(t/m ³)	0.27		0.20		0.13					
元素組成 (%)	炭素	23.77	水素	3.39	窒素	0.41	硫黄	0.02	塩素	0.35	酸素	19.56
供用開始	平成29年4月											
建設工事期間	平成26年7月 ~ 平成29年3月											
施設規模	100t/日											
系列数	2系列 (50t/日×2系列)											
設備方式	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式 (全自動、半自動、遠隔手動)										
	燃 焼 設 備	ストーカ方式										
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式										
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器 (バグフィルタ)、無触媒脱硝装置										
	余熱利用設備	温水発生器による温水回収方式 (施設内給湯・暖房、館林市総合福祉センター)										
	通 風 設 備	平衡通風方式										
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式 飛灰: 薬剤処理+セメント固化方式										
	給水設備	生活用水: 上水 プラント用水: 井水										
	排水処理設備	クローズドシステム (排水は場外放流せず再利用) 生活排水: 合併浄化槽で処理後、プラント排水とともに排水処理設備で処理、最終的にはガス冷却室噴射水に再利用 ごみピット排水: ごみピットへの散水循環並びにろ過後炉内噴霧処理 プラント排水: 凝集沈殿+ろ過処理後、ガス冷却室噴射水に再利用										
電 気 ・ 計 装 設 備	電 気 設 備	高圧受変電設備、非常用電源設備										
	計 装 設 備	中央監視方式										

6 熱回収施設における生活環境保全値（保証値）

項目	生活環境保全値（保証値）		関係法令等による 規制基準値
1) 排ガス	下記はいずれも酸素 12%換算値とする。		同 左
(1) ばいじん量	0.01 g/m ³ N 以下		0.08 g/m ³ N*1 以下
(2) 塩化水素 (HCL)	50 ppm 以下		約 430 ppm*2 以下
(3) 硫黄酸化物 (SO _x)	50 ppm 以下		約 3,000 ppm*3 以下
(4) 窒素酸化物 (NO _x)	50 ppm 以下		250 ppm 以下
(5) ダイオキシン類 (DXNs)	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下		0.1 ng-TEQ/m ³ N*4 以下
2) 焼却灰・飛灰固化物			
(1) 焼却灰の熱しゃく減量	5%以下		同 左
(2) 飛灰固化物の 重金属溶出基準	アルキル水銀化合物	検出されないこと	同 左
	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	同 左
	カドミウム又はその化合物	0.3 mg/L 以下	同 左
	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	同 左
	六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	同 左
	ひ素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	同 左
	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	同 左
3) 騒音・振動	下記の数値は敷地境界線上の保証値を示す。		
(1) 騒音	朝（午前6時から午前8時まで）	50 デシベル(A) *5 以下	同 左
	昼間（午前8時から午後6時まで）	55 デシベル(A) *5 以下	同 左
	夕（午後6時から午後9時まで）	50 デシベル(A) *5 以下	同 左
	夜間（午後9時から翌日の午前6時まで）	45 デシベル(A) *5 以下	同 左
(2) 振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	65 デシベル以下	同 左
	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）	55 デシベル以下	同 左
4) 悪臭			
(1) 敷地境界線	臭気指数	21 以下	同 左
(2) 排出口	臭気指数	悪臭防止法施行規則 第6条の2に規定する 方法により算出した 値以下。	同 左

- *1：大気汚染防止法では、炉規模により規制基準値が異なるが、炉規模が 2.084t/h・系列であることから、2t/h 以上、4t/h 未満における規制基準値を示す。
- *2：塩化水素の法規制値に関して、大気汚染防止法では 700mg/m³N であるが、熱回収施設では“ppm”で公害防止基準値が設定されているので、比較のために換算値を示す。
- *3：硫黄酸化物の法規制値に関して、大気汚染防止法ではK値=17.5 であるが、群馬県ではK値が 8.0 以下になるように指導している。なお、K値=8.0 は煙突高さを 59m と仮定した場合、約 3,000ppm となる（この ppm 換算値は排ガス量、排ガス温度、吐出速度等より変化することに留意する必要がある。）。
- *4：ダイオキシン発生ガイドラインにおける規制基準値を示す。
- *5：デシベル(A) は、時間率騒音レベルにおいて、1 日の全てのピークレベルをパワー平均したものをいい、耳の感覚に合うように補正した音の大きさを示す単位のことである。